

議案第 15 号

令和 3 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、下記の令和 3 年度北広島市各会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和 3 年度北広島市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 3 年度北広島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 3 年度北広島市霊園事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 3 年度北広島市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 3 年度北広島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和 4 年 9 月 30 日提出

北広島市長 上野正三

議案第16号

令和3年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度北広島市水道事業会計に係る未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度北広島市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

北広島市長 上野正三

議案第 17 号

令和 3 年度北広島市下水道事業会計剰余金処分及び決算 認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度北広島市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度北広島市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 30 日提出

北広島市長 上野正三